

答申第 253 号

平成 17 年 3 月 28 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 5 月 29 日付けで諮問された県立伊勢原射撃場改築工事に関する執行関係書類一部非公開の件(諮問第 196 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

(1) 平成5年度から8年度までに執行した特定の県立射撃場改築工事に関する契約書等執行書類一切の公文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

ア 前金払いに係る執行伺票・支出命令票及び前金払用の請求書のうち、施行した業者の振込先口座の口座名義人の名称

イ 完成払い等に係る執行伺票・支出命令票並びに完成払用及び中間払用の請求書のうち、施行した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称

(2) 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として工事の主要な図面を特定しなかったことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成13年4月19日付けで、平成5年度から8年度までに執行した特定の県立射撃場改築工事に関する契約書等執行書類一切の公文書（以下「本件請求文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害しているため、不服であり、その取消しを求めて申立てに及ぶ。

イ 本件公開請求は、本件請求文書の公開を求めることであることから、工事の主要な図面（以下「主要図面」という。）は当然本件公開請求の対象に含まれるものであるが、実施機関は本件公開請求の対象から外した。

実施機関が本件公開請求の対象とした設計図面は主要図面ではない。不服申立人が公開請求した図面は主要図面であり、工事金額積算に必要なもので、工事関係者から見ると、本件公開請求の対象に含まれることは常識である。

また、情報公開課職員は、主要図面の所管課が総務部建築工事課（以下「建築工事課」という。）であり、行政文書の公開請求書に記載されている所管室課所が総務部総務室（以下「総務室」という。）であることから、主要図面は本件公開請求の対象に含まれないものと決めつけたが、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）は行政文書の公開請求書を実施機関に提出することを定めており、所管室課所名が仮に間違っているとしても、実施機関名に誤りがない限り公開請求は有効であると判断すべきである。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（総務部総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### （1）本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開部分
前金払いに係る執行伺票・支出命令票	施工した業者（以下「本件法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「前金払いに係る執行伺票口座情報」と総称する。）
完成払い等に係る執行伺票・支出命令票	本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「完成払い等に係る執行伺票口座情報」と総称する。）
前金払用の請求書	本件法人の預入金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「預入金融機関名等」と総称する。）
完成払用及び中間払用の請求書	本件法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「請求書口座情報」と総称する。）
保証証書（前払金保証）	預託金融機関名及び支店名（以下「預託金融機関名等」と総称する。）
現場代理人設置届	現場代理人住所及び氏名（以下「現場代理人氏名等」と総称する。）
現場代理人経歴書	全部
主任技術者等設置（変更）届	主任技術者等住所

主任技術者経歴書	主任技術者住所、学歴（最終）、職歴、工事経歴及び資格（建設業法施行規則別表（二）に掲げる資格等の区分に該当するものを除く。）（以下「主任技術者学歴等」と総称する。）
資格証明書	本籍及び住所（以下「資格証明書本籍等」と総称する。）
入札書	代理人の氏名及び印影（以下「代理人の氏名等」と総称する。）
委任状	全部
設計図面	担当者の印影（以下「本件印影」という。）

（２）一部非公開部分について

ア 条例第５条第１号該当性について

現場代理人氏名等、現場代理人経歴書、主任技術者等住所、主任技術者学歴等、資格証明書本籍等、代理人の氏名等、委任状及び本件印影は、個人に関する情報であって、条例第５条第１号に該当するため非公開とした。

イ 条例第５条第２号該当性について

前金払いに係る執行伺票口座情報、完成払い等に係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、法人の内部管理に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第５条第２号に該当するため非公開とした。

（３）主要図面の存否について

前金払いに係る執行伺票・支出命令票及び完成払い等に係る執行伺票・支出命令票は、神奈川県財務規則（以下「財務規則」という。）第１７条の規定に基づき適正に作成されており、これらの執行伺票・支出命令票に添付する書類についても、財務規則別表第３中において支出負担行為に必要な主な書類又は支出負担行為に係る債務が確定していることの確認に必要な主な書類として規定されている書類が、適正に添付されている。不服申立人が本件公開請求の対象であると主張する主要図面は、これらの執行伺票・支出命令票に添付する必要がないため、総務室では管理していない。

なお、不服申立人は、本件公開請求の対象文書を読覧した際、主要図面が本件公開請求の対象に含まれると主張したが、主要図面を総務室で管理

しておらず、建築工事課で管理しているため、改めて建築工事課に公開請求するよう不服申立人に伝えた。しかし、不服申立人が納得しないため、建築工事課から主要図面を情報提供できるようにし、その旨を不服申立人に伝えた。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

- a 現場代理人氏名等
- b 現場代理人経歴書
- c 主任技術者等住所
- d 主任技術者学歴等

- e 資格証明書本籍等
- f 代理人の氏名等
- g 委任状
- h 本件印影

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。
- (イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

- (ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。
- (イ) 当審査会が確認したところ、前金払いに係る執行伺票口座情報、完成払い等に係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び請求書口座情報は、本件法人が施工した特定の県立射撃場改築工事に係る代金の振込先として記載されていることが認められる。

また、預託金融機関名等は、財務規則第25条及び第26条第6号の規定に基づき担保として提供された保証証書(前払金保証)に記載されていることが認められる。

したがって、前金払いに係る執行伺票口座情報、完成払い等に係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融

機関名等は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、前金払いに係る執行伺票口座情報、完成払い等に係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等、請求書口座情報及び預託金融機関名等は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

(ウ) 請求書口座情報は、本件法人が施工した特定の県立射撃場改築工事に係る代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、完成払い等に係る執行伺票口座情報は請求書口座情報を転記したものである。このような情報管理の実態を考慮すると、完成払い等に係る執行伺票口座情報及び請求書口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

(エ) 預託金融機関名等は、本件法人が特定の県立射撃場改築工事を実施機関と契約するに当たり、財務規則第 25 条及び第 26 条第 6 号の規定に基づき担保として提供された保証証書(前払金保証)に記載されているものであり、保証証書(前払金保証)という文書の性格等を考慮すると、預託金融機関名等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

また、預入金融機関名等は、前金払用の請求書に記載されたものであり、前金払いに係る執行伺票口座情報は預入金融機関名等を転記したものであるが、前金払いは保証証書(前払金保証)の提供と引き換えに行われるもので、預入金融機関名等及び前金払いに係る執行伺票口座情報は、預託金融機関名等と同様に、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであって、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは

考え難い。

このような情報管理の実態を考慮すると、本諮問案件においては、本件法人は、前金払いに係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び預託金融機関名等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、預入金融機関名等及び前金払いに係る執行伺票口座情報のうち、口座名義人の名称については、本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(オ) 以上のことから、前金払いに係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、口座名義人の名称を除いて、条例第5条第2号本文に該当するが、完成払い等に係る執行伺票口座情報及び請求書口座情報は、同号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

前金払いに係る執行伺票口座情報、預入金融機関名等及び預託金融機関名等は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、条例第5条第2号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 主要図面の存否について

ア 不服申立人は、総務室が本件公開請求の対象とした設計図面は主要図面ではなく、工事関係者から見ると、主要図面が本件公開請求の対象に含まれることは常識であり、また、主要図面の所管課は建築工事課であるが、条例は行政文書の公開請求書を実施機関に提出することを定めており、所管室課所名が仮に間違っているとしても、実施機関名に誤りがない限り請求は有効である旨主張している。

イ これに対し、総務室は、主要図面は財務規則においても支出負担行為等を行う際に添付する必要がないため管理しておらず、また、建築工事



課で主要図面を管理していることから、改めて建築工事課に公開請求するよう不服申立人に伝え、さらに、建築工事課から情報提供できるようにもし、その旨を不服申立人に伝えたと説明している。

ウ 当審査会が調査したところ、平成5年度から8年度までに執行した特定の県立射撃場改築工事の執行は地方自治法施行規則第15条に規定する第15節工事請負費をもって行われていた。また、財務規則別表第3中「支出負担行為に必要な主な書類」又は「支出負担行為に係る債務が確定していることの確認に必要な主な書類」の欄にあるとおり、当該節の執行に際して、添付書類の一例として、主要図面を必ず添付するというような規定もなかった。このため、支出負担行為等の際に添付する必要がないため主要図面を管理していないとする実施機関の説明は、納得できる。

エ また、不服申立人は、本件公開請求の対象には建築工事課が保管している主要図面をも含む旨主張しているが、閲覧後に総務室が建築工事課から情報提供できる旨伝えていることや、不服申立人が行政文書の公開請求書の行政文書を管理している室課所欄に総務室と記載していることからすると、建築工事課が保管する主要図面を本件公開請求の対象外と総務室が判断したことは、不合理とはいえない。

#### (5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 5 月 29 日	諮問書を受理
6 月 6 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 29 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
7 月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 19 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 12 月 6 日 (第 41 回部会)	審議
12 月 13 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
平成 17 年 1 月 6 日 (第 42 回部会)	審議
2 月 7 日 (第 43 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年3月28日現在)(五十音順)